

事 務 連 絡

平成 22 年 8 月 23 日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

介護職員処遇改善交付金の適正執行について

日頃より、介護保険制度の円滑な実施にご協力いただきありがとうございます。また、介護職員処遇改善交付金の運営に当たりましては、大変お手数をおかけしており感謝申し上げます。

さて、本交付金につきましては、制度開始から2年目を迎え、「制度の定着」と同様、「交付目的に適った適正な執行の確保」が強く求められるところです。

本交付金は、介護職員について他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、平成21年度補正予算において緊急的・特例的に創設されたものであります。この創設の趣旨及び目的の達成のため、本交付金の交付にあたっては、申請書類の簡素化など介護事業者の事務的負担の軽減を図りつつ、交付目的である介護職員の賃金の引き上げを確実に担保していくことが重要となります。

したがって、各都道府県におかれましては、

- ① 本交付金が介護職員の賃金改善に要する費用以外の費用に充ててはならないものであること、
- ② 虚偽又は不正の手段により本交付金を受給した場合には支給の停止又は返還を命じることを、

管内の介護事業者に対して再度周知徹底していただくとともに、実績報告書の内容確認の徹底をよろしくお願いいたします。

なお、同日付けで別添のとおり、日本介護クラフトユニオン宛にも事務連絡を発出しておりますのでお知らせします。

【照会先】

老健局介護保険計画課

財政第一係

企画法令係

(直通) 03-3595-2890

(内線) 2264, 2164

事務連絡

平成22年8月23日

UIゼンセン同盟日本介護クラフトユニオン 御中

厚生労働省老健局振興課

介護職員処遇改善交付金の周知について

日頃より、介護保険制度の円滑な運営に御協力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本交付金は、介護職員について他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、平成21年度補正予算において緊急的・特例的に創設されたものであり、介護職員の賃金が確実に引き上げられるよう担保していくことが重要となります。

本交付金につきましては、

- 賃金改善の実施期間及び方法等並びに賃金改善以外の処遇改善の内容について、事業所の職員に対して周知すること。
- 介護職員の賃金改善に要する費用以外の費用に充ててはならないこと。

とされています。

これらの遵守状況等、事業所における本交付金の取扱いについて疑義のある場合には、所属事業所に確認する、都道府県介護保険担当に相談する等の対応を行うよう、貴組合員に周知いただきたくお願いいたします。

また、本交付金の概要及び介護職員に対するキャリアパスモデルについて、厚生労働省HP (<http://www.mhlw.go.jp/topics/2009/10/tp1023-1.html>) にて公開していますので、ご参考としていただきますようお願いいたします。

なお、同日付けで別添のとおり、各都道府県介護保険担当課(室)にも事務連絡を发出しておりますのでお知らせします。